

令和6年度第1回南阿蘇村使用料等審議会の概要

- 1 日時 令和6年9月20日（金） 午前10時～午前11時55分
- 2 場所 南阿蘇村役場 1階東会議室
- 3 出席者 委員：6名
事務局：村長、総務課3名、企画観光課1名、教育委員会2名
- 4 諮問 ・南阿蘇村ICT交流センター（会議室A・会議室B）
・南阿蘇村一心行公園パークゴルフ場、南阿蘇村柏木谷史跡公園パークゴルフ場
南阿蘇村パークゴルフ場
・南阿蘇村複合施設LOOPみなみあそ（フリールームD）
の使用料について諮問

5 議事要旨

○各施設の使用料（案）については、担当課より説明

(1) 南阿蘇村ICT交流センター（会議室A・会議室B）における使用料の算定について

① 改定理由

村内の他施設とのバランス及び物価高騰に伴う光熱水費の増大を踏まえての見直し。

② 運営形態

指定管理者による管理運営

③ 使用料原価の算定

経費（施設の維持管理に要した費用）及び減価償却費は令和3年度から令和5年度の平均値、年間利用可能時間及び稼働率は令和5年度の数値にて算定。

○村内居住者の使用料：使用料＝使用料原価×受益者負担割合（10円単位切上げ）

○村外居住者の使用料：使用料＝村内居住者の使用料×1.5（10円単位切上げ）

④ 受益者の負担割合

公共的×選択的 25%

（村内には会議室を備えた施設が少ないということ、また、特定の方の利用であるため）

⑤ その他

使用料は冷暖房費込みで設定

⑥ 主なご意見

- ・住民への周知が行き届いていない。
- ・指定管理者には、管理運営を委託するだけでなく、施設利用者を増やすための事業の提案や利用状況及び利用者の属性等のデータの収集を契約書に盛り込むなどの検討を。
- ・利用者の公平性の確保のためにも、冷暖房費の使用料金の設定を今後検討すること。

(2) 村内3ヵ所のパークゴルフ場における使用料の算定について

(南阿蘇村一心行公園パークゴルフ場)

(南阿蘇村柏木谷史跡公園パークゴルフ場)

(南阿蘇村パークゴルフ場)

① 改定理由

施設のオープン時及び3村合併時から使用料の見直しを行っていないこと、最近の物価高騰による光熱水費の増大、県内の他施設とのバランスなどを踏まえ、村内3ヵ所のパークゴルフ場を統一的な考え方で算定するもの。

② 運営形態

南阿蘇村一心行公園パークゴルフ場 = 村直営・一部は業務委託

南阿蘇村パークゴルフ場 = 指定管理者による管理運営

南阿蘇村柏木谷史跡公園パークゴルフ場 = 指定管理者による管理運営

③ 使用料原価の算定

新型コロナ禍を踏まえ、施設の経費（維持管理に要した費用）は直近の令和5年度の数値にて算定。

○村内外居住者の使用料：使用料 = 使用料原価 × 受益者負担割合（10円単位切上げ）

④ 受益者の負担割合

公共的×選択的 50%（公共的であり、特定の方の利用であるため）

⑤ その他

- ・クラブ及びボールの貸し出しは、用具貸出として1本化。
- ・回数券については今後運用の中で取り決めを行う。
- ・パークゴルフ場とグランドゴルフ場を併設している施設の使用料については、利用者のほとんどがパークゴルフ場を利用することから、パークゴルフ場に集約する。

⑥ 主なご意見

- ・村内3ヵ所パークゴルフ場があるため、その必要性及び施設のあり方について検討を。

(3) 南阿蘇村複合施設LOOPみなみあそ（フリールームD）

① 設定理由

フリールームDの新設に伴い使用料金を設定。

② 運営形態

村直営

③ 使用料原価の算定

経費は、令和3年度から令和5年度のLOOPみなみあその全体経費をフリールームDの面積按分にて算出した数値の平均値、年間利用可能時間は開館時間に変更したことに伴い令和6年度の数値、実際利用された時間は過年度の実績がないため、フリールームAの実績値を用いて算定。

○村内居住者の使用料：使用料 = 使用料原価 × 受益者負担割合（10円単位切上げ）

○村外居住者の使用料：使用料 = 村内居住者の使用料 × 1.5（10円単位切上げ）

④ 受益者の負担割合

公共的×選択的 25%

（公共的であり、特定の方の利用であるため）

⑤ 主なご意見

- ・施設利用については、利用者の固定化が見受けられるため、施設の利活用の提案などを積極的に発信し、利用者の幅を広げ利用者増加に取り組むこと。

(3) 各施設の使用料(案)について

審議の結果、使用料の算定過程及び金額については適当と判断いただいた。

答申案の審議及び附帯意見について10月に第2回目の審議会を開催する。

以上